INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 28 2006年02月17日

中国の展覧会における知的財産権の保護弁法の制定

中国国家商務部（工商総局、版権局、知識産権局）は、中国国内で開催される展覧会、展示会において、侵害品を放任せず、処罰するために「展覧会における知的財産権の保護弁法」（以下、弁法という。）を2006年1月10日に公布し、2006年3月1日施行すると発表しました。

当該弁法は、総則、出訴の処理、展覧期間における特許（実用新案・意匠）の保護、展覧期間における商標の保護、展覧期間における著作権の保護、法律責任、附則から構成されております。

その制定の主な目的としては、展覧会における権利侵害品の出展を排除するため、展覧会の主催側に対し、知的財産権の保護に対する注意義務を課し、展覧期間において知的財産権の出訴機関の設置を要求すること、侵害が認定された場合の関係の知的財産権法令による罰則を適用すること、更に展覧期間の終了後に未解決の知的財産権侵害の争いの事件について現行の知的財産権の法律に基づき、引き続き処理がされることが挙げられます。

以上、簡単にご案内させて頂きましたが、その弁法の和訳版をご希望のときは、ご遠慮なく、弊社（pat@wenping.co.jp）までお申し出下さい。

以上